

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成 30 年 6 月 8 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分

場所 第 2、第 3 委員会室

出席議員（7 名）

委 員 長 櫻井伸賢 副委員長 榊谷規子 委 員 大野慎治
委 員 塚本秋雄 委 員 相原俊一 委 員 須藤智子
委 員 梅村 均

欠席議員 なし

陳述人（1 名） 自治労連愛知県本部執行委員長 長坂圭造

説明員（31 名）総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、同統括主査 小出健二、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同主幹 井手上豊彦、同統括主査 酒井寿、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 丹羽真伸、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同主幹 田中伸行、同統括主査 小川薫、企業立地推進室専門員（愛知県派遣職員） 水野善夫、維持管理課長 高橋太、同統括主査 竹安誠、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティセンター長 伊藤真澄、同主幹 川松元包、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 42 号	岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第 49 号	岩倉市旅館建築の規制に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案第 53 号	高規格救急自動車の購入契約について	全員賛成 原案可決
議案第 54 号	財産の交換について	全員賛成 原案可決
陳情第 1 号	最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める 意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 2 号	適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の 制定を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 3 号	すべての労働者に、安定した雇用と 1 日 8 時間の労働で暮 らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める 陳情書	聞き置く
陳情第 4 号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実 を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 5 号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 6 号	沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺 野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の 提出を求める陳情書	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（平成30年6月8日）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を、定刻となりましたので、開催をいたします。

非常に緊張しておりますけれども、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情6件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいま、本委員会の付託議案等については、委員長さんのほうからお話がありましたけれども、一昨日、梅雨に入りました。きょうも少し梅雨らしいようなお天気ではありますし、また台風5号も発生をしたということで、それほど大きな影響はないのではないかというふうには見込んでおりますけれども、万全の体制をもって臨んでいきたいというふうに思っております。

きょうは関係職員も出席しておりますので、慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、審査に入る前に皆さんにお諮りをいたします。

議題の進め方についてであります。

通常であれば、議案の審議、そして陳情と進めていくところではありますが、陳情者から意見陳述の申し出がありましたので、議案に先立ちまして陳情から先議したいと思います。

皆さんにお諮りをいたします。陳情から審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

そのように進めさせていただきます。

それでは、まず陳情第1号から第6号までを一括として議題といたします。

それでは、陳情者より意見陳述の申し出がありましたので、これを認めます。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（長坂圭造君） 皆さん、改めましておはようございます。

春の自治体キャラバン実行委員会の事務局を務めさせていただいております、自治労連愛知県本部の委員長をやっております長坂と申します。よろしく願いいたします。

それでは、6本の陳情書を出させていただいておりますけれども、まず陳情第1号「最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」について、進めさせていただきます。

今、格差と貧困の広がりが大変深刻になって、社会的な問題となって随分たっております。大企業は、この間、もうけをふやし続けておりまして、内部留保は総額400兆円にもなると言われております。

労働者の実質賃金はいまだ低下し、消費支出についても減少し続けております。その大きな要因は、労働者の不安定な雇用と低い賃金にあると考えられます。

今、労働者の4割が、派遣や臨時、パートといった非正規労働者になっております。こうした労働者の多くは、正規と同じような仕事をしていても、最低賃金もしくは最低賃金を少し上回る低賃金で働いている労働者が多く、非正規の7割、1,000万人以上が年収200万にも届かないワーキングプアに陥っております。生活費の補填や小遣い稼ぎではなく、主たる生計者として非正規で働く人もふえております。自立できない人、結婚できない人がふえ、出生率は1.45に落ち込み、少子・高齢化の進行、親の貧困が子どもの貧困を生み出す貧困の連鎖も問題になっております。

こうした中、最低賃金を引き上げることが大変重要になっております。政府は、政労使合意で2020年までに最低賃金時給1,000円を目指しております。直ちに上げるべきではないかというふうに思っております。

2007年の最低賃金法改正の中では、最低賃金は健康で文化的な生活を営むことができる水準にすべき趣旨が盛り込まれております。2017年の改定による地域別最低賃金は、愛知県は871円で、最高の東京都958円と87円差があります。最低は高知や長崎などの737円で、東京と比べて3割近い格差もあります。毎日フルタイムで働いて、月11万から14万円の手取りにしかありません。

愛知県労働組合総連合、愛労連では、毎年2月に最低賃金で働いた金額で生活ができるのかという最低賃金生活体験に取り組んでおります。ことしは54人中9人しか最低賃金では生活ができませんでした。友人が結婚しても、知り合いが亡くなってもお金を出さない、飲みに行かない、服を買うのは来月に回すなど、人並みの生活とはほど遠い大変な暮らしをしている経験が数

多く報告されています。

最低賃金が、また地域間で格差が広がっていることも問題です。労働組合の調査で、健康で文化的な生活、人前に出て恥ずかしくない生活にはどれくらいお金が必要かという最低生計費調査を行ったところ、月額22万から25万円が必要で、時給換算1,500円となっています。早急に最低賃金を1,500円に引き上げるべきです。この最低生計費は全国どこでもほぼ同じという結果が出ており、最低賃金も地域ごとの差をなくし、全国一律にすべきと考えております。

最低賃金の地域間格差によって、労働力が地方から都市部へ流出を招く、こういった事例も和歌山だとか静岡などでは起きております。地域経済を疲弊させる問題となってもおります。

格差と貧困を是正し、全ての労働者が健康で文化的な生活を送ることができるよう、最低賃金を引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求めます。

その点で、今すぐ時間額1,000円、早急に1,500円以上に引き上げ、また全国一律最低賃金制の創設について、陳情書とさせていただきます。

陳情第2号「適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」について、進めさせていただきます。

国及び地方自治体が発注する公共工事、委託事業、物品購入などは公契約と言われており、その額は年間約65兆円と言われております。経済への影響は大変大きなものを占めております。

公契約の多くは、予定価格内で最も安い金額で入札した者が落札するという入札制度で受注者が決められます。落札する事業者は、落札するため低価格で入札し、落札後は利益を出すために労働者の賃金や下請業者に対する請負代金を下げるため、適正な賃金が支払われないということが起きており、人権保障すべき国や自治体が公契約によってワーキングプアを生み出すという問題が発生しています。

低い金額で受注したため、まともな労働者が確保されずに、事故が起きた事例もあります。また、粗悪品や雑な工事により、公共施設の品質の悪化も指摘されています。

記憶でもう10年にもなってしまいましたが、埼玉県ふじみ野市で2006年に小学生がプール事故で亡くなったことがまだ記憶に残っていると思います。施設管理コスト削減と受注会社のコンプライアンス欠如など、安上がり行政の最悪のケースということで、こういったことを招いてはならないと思います。

ILO、国際労働機関は、1949年に公契約における労働条件に関する条項、ILO94号条約を採択し、公契約における労働条件の相場水準を確保することを定め、世界で59カ国が批准をしています。残念ながら日本は批准していませんが、かわりに千葉、野田市を初め、各自治体で労働者の適切な賃金・労働条件を確保し、業務の質の向上、地域経済の発展に寄与する目的で公契約条例を制定する自治体がふえています。しかし一方で、個々の自治体で条例としてつくるのではなく、国が法制化すべきという声も出されています。

日本では、ふじみ野市の事故を受けて、2009年7月に公共サービス基本法が施行されました。公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働条件の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとしていますが、あくまで努力義務にすぎません。本当に役立つ公契約法・条例の実現を国や自治体に求める意見書などを採択した議会は、2016年5月現在で42都道府県、898区市町村にまで広がっています。労働者にとっても、業務の質を向上させ、地域経済の発展、市民の福祉の増進につながる公契約となるよう、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法を制定するよう、意見書・要望書を提出するよう求めています。

その点で、1. 公共サービス基本法第11条を確実に実施できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期に果たすこと、2. 公共サービスに従事する労働者について、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障させる内容の公契約法を早期に制定することをお願いしたいと思います。

第3号に入ります。すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書についてです。

寝ている子どもにしか会えない、パパまた来てねと言われた、連日終電まで働き、家では寝るだけ、業務量が多過ぎてへとへと、とにかく仕事をこなすだけ、こうした声は民間職場でも自治体職場でも見られます。電通での女性社員の過労自殺や、長野県バスツアー事故で多数の方が亡くなるなど、過労で命が奪われる事態も相次いで起きています。人間らしく安心して働くことができる働き方に見直すべきときです。

非正規雇用が4割に至り、正社員が狭き門となるにつれて、正社員であれば長時間労働も当たり前といった圧力や、パワハラなどハラスメントによるメンタル疾患もふえています。裁量労働制や固定残業代での働かせ方など、労働者使い捨ての働かせ方も広がっています。自治体職場でも年間1,000時間を超えて働く職員が何人もいるなど、民間も公務も異常な働き方となっています。

また、契約社員、派遣、パート、アルバイトで働く人々にとっても、長時間労働は無関係ではありません。収入の少なさをカバーするために、ダブルワーク、トリプルワークなど、長時間労働をせざるを得ない実態があります。さらに、社会保険料の負担を嫌う経営者から、短時間・細切れ雇用、こういったことでの動きも強まっています。雇用形態の違いを超えて、多くの働く人々が長時間労働に追い込まれている状況が広がっています。

そもそも労働基準法では、1日8時間、週40時間以上働かせてはならないとなっていますが、それ自体守られていません。それどころか、今、政府が国会に提出して議論されています働き方改革一括法案は、過労死ラインの月の残業上限100時間を容認し、過労死の危険が高まることは厚生労働省も認めています。とりわけ高度プロフェッショナル制度の導入は、月4日休ませれば24時間24日働かせることもできる、働いたのは労働者の責任で、過労死しても経営者の責任にはならないというもので、時間外、休日、深夜労働の時間外を払わなくてよい、定額働かせ放題という働かせ方になっており、問題だと感じています。

国民が安心して暮らせる社会であってこそ、国や地域が発展します。ワーク・アンド・ライフ・バランスの重要性が叫ばれる中、国連は、持続可能な社会の実現に向けた国際統一目標であるSDGs、持続可能な開発目標というのを採択し、それを踏まえて、日本経団連も昨年11月、企業行動憲章で、人権を尊重した経営を行うべきだ、健康と安全に配慮した職場環境を整備すべきとしています。

そこで、1. 8時間働けばまともに暮らせる賃金となるよう雇用・労働環境を整備すること、2. 労働基準法の改正に当たって、時間外の規制強化を図ること、上限規制強化を図ること、勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く勤務間インターバル制度を導入することなど、全ての労働者に安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる賃金を確保し、人間らしく働くことができるよう確立していただきたいと思います。

第4号に進めさせていただきます。住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書です。

憲法で国民の基本的な権利がうたわれ、憲法第25条では生存権がうたわれています。国や自治体は、国民に対して最低限度の生活水準を保障し、これらの権利を確保・行使できるようにする義務を持っています。社会保障や暮らしを守るのは国の責任と言えます。

ところが政府は、財政赤字の原因が公務員・公務部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減を進め、同時に中央省庁再編、地方出先機

関の統廃合や民営化、民間委託化などを推進しています。国の役割を財政、外交、治安、防衛などに限定し、公共サービスは地方自治体に丸投げする動きが強まっています。その結果、1967年に90万人見えた国家公務員は30万人以下まで減少しています。

愛知県内では、ハローワークや法務局出張所、国立病院などが廃止、縮小、移譲されています。ブラック企業が後を絶たないのは、労働基準監督官の絶対的な不足にあります。

社会保険庁が廃止され、業務を引き継いだ日本年金機構は委託化を進め、委託業者が所得控除に必要な個人情報を入力を中国の会社に再委託し、95万2,000人分で入力ミスが出るなど、国民に多大な損害を与えています。

しかし、政府は、総人件費抑制を前提とした国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在も進めています。そのため、現場では正規職員をふやすことができず、そのかわりとして非常勤職員が多く採用されています。非常勤職員は、3年で一律公募にかけられるか雇いどめにされる不安定な雇用であり、業務の継続性・安定性の確保が困難であり、官製ワーキングプアと批判もされています。

医療や社会保障、教育、雇用確保など、国民に欠かせない国の役割を放棄することは問題です。地方自治体も厳しい財政の中、地方創生や地方分権の名のもとに国が果たすべき業務の地方自治体への移管が進められていますが、財源を伴わない権限移譲は地方自治体にとっても重い負担となっています。地方自治体の財力によって、国民に不可欠なサービスが左右されることになります。この上、政府は、国の役割を放棄し、政府の決定の枠内で政策執行と予算配分を行い、基礎自治体を指揮・監督する道州制の導入まで検討しています。

この点で、1. 住民の暮らしと命、安心・安全を守るために、国の機関にかかわる人員体制・予算を充実させること、総定員法を廃止し、5年間で10%以上を削減する国家公務員法の定員削減計画を中止すること、2. 全国一律の行政サービスを提供する上で国の出先機関は必要不可欠であり、廃止、縮小、移譲などを実施しないこと、3. 憲法で定められた国の責任を放棄して地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと、こういったことを陳情したいと思います。

第5号に移らせていただきます。地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書です。

格差と貧困が拡大する中で、地方自治体には住民が安心して暮らし続けら

れる地域づくりが求められています。しかし、政府は国と自治体の人件費を抑制するとして、公務公共サービスをアウトソーシングして、民間営利企業の営利追求、こういったことも公務の仕事でできるように、こういったことに進めています。地方交付税においては、行革努力を算定に反映させたり、学校用務員、学校給食などの業務について民間委託等を実施している経費水準を地方交付税の算定に反映するトップランナー方式を導入しています。さらに、地方自治体の基金の増し積みを問題視し、地方交付税を削減しようとする動きもあり、地方自治への不当な介入と言わざるを得ないと思います。

政府が地方創生の名のもとに進められている施策は、選択と集中により地域の統合・集約化を図るものであり、地域が切り捨てられるおそれがあります。また、地方分権改革の名のもとに、国民の福祉・安全を保障する国の最低基準が緩和され、国の出先機関の地方移管、財源や人員の保障がないまま、事務・権限移譲などが進められてきています。

平成32年度からは地公法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度がスタートしますが、自治体によっては、一時金を支給する場合など、労働条件改善、法律に基づいて行うということですが、それだけで数億円かかるという試算結果も示されています。

現在の臨時・非常勤職員等について、法律の趣旨、勤務の内容に応じて任用・勤務条件を確保するために、必要な財源を確保することが必要となっております。

1. 地方交付税の法定率を抜本的に引き上げて、自治体が住民福祉の増進を図ることのできる公務・公共サービスの拡充に必要な予算を十分に確保すること。2. 行革努力を反映する交付税の算定やトップランナー方式は、地方交付税制度の目的・趣旨に違反し、地方自治への不当な介入を図るものであり、廃止すること。3. 会計年度任用職員制度の導入に当たり、人件費にかかわる必要な財源を保障すること。4. 地方自治体が基金を積み立てていることを理由にした地方交付税の削減を行わないこと、こういったことを陳情したいというふうに思います。

それから6番目、陳情第6号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」についてです。

沖縄における米軍基地問題については、この間、沖縄県民の意思を無視して、辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設、米軍基地建設が強行をされており、日本国憲法で保障された地方自治の危機と言わざるを得ないと感じております。

今、日本の現状は、国土面積0.6%の沖縄に在日米軍専用施設の70.6%が集中しており、基地があるがゆえの事件・事故が、オスプレイ、ヘリコプター、また米軍による問題など、さまざま苦しめられております。

この間、各種の首長選挙において、米軍基地撤去、こういったことが沖縄県民から示されてきております。普天間基地の即時撤去、辺野古基地反対、こういった意思が示されておりますけれども、こういった声を踏みにじって米軍基地建設を強行するということは、民主主義と地方自治の重大な侵害と言わざるを得ないと思っております。

また、沖縄には、日本の天然記念物である、絶滅危惧種であるジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種、こういったものも多くあるというのを、これを辺野古大浦湾の埋め立てとともに絶滅に追いやる、こういった点でも大変心配な声が寄せられているのは当然であります。

地方自治体を国の都合で一方的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものであります。1999年に地方自治法が改正され、国と地方自治体の関係は上下・主従から対等・協力になっています。その点でも、地方自治体が米軍基地に対する撤去の意思を示しながらも強行するというやり方、これは認められないと思います。

国には地方自治を尊重する義務があります。地方の同意なしに、国の発展も国民の幸福もないということ。国の政策と地方自治体住民の意思との間に溝が生じたときには、地方自治の原則に立って、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを行って、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努めることが必要ではないかと考えております。

その点で、1. 沖縄の民意を真摯に受けとめ、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持すること、2. 沖縄県民の民意を尊重し、米軍基地建設計画を白紙に戻すこと、以上について陳情したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、せっかく陳述人がお見えでございますので、質疑のある方があれば質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、この陳情の取り扱いをいかがいたしましょうか。

◎副委員長（梶谷規子君） 6件全てを国に対して意見書を上げていきたい

というところですが、それが無理なら、第5号の地方財政の拡充を求める意見書、最低この第5号を、意見書を提出できないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎委員長（櫻井伸賢君） 今、第5号をという御意見がございましたけれども、その他の意見、どういたしましょうか。

◎委員（須藤智子君） このたくさんの陳情を今ここで審議したり、いろいろしたりすることは、ちょっと何か私も勉強不足で、まだ結論が出ませんので、これはもう少し皆さん各自で勉強したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（櫻井伸賢君） 今、2つの取り扱いが出ましたけれども、意向を確認してみましょうか。

それじゃあ、相原委員、いかがお考えでしょうか。

◎委員（相原俊一君） 今、陳述人の方が一生懸命陳述していただきました。

6項目の今回意見書を出せという陳述なんですけれども、一つ一つ、内容の中で賛成の部分と反対の部分とあります。まして、先ほど須藤さんの言われたように、陳述人の方が見えてきょうやるということもきょう知ったわけです。本来からいえば、勉強はもう少ししておくべきだったんですけれども、実を言うと、そこまで踏み込んで勉強はしておりません。

今回の内容についても、本当にもうちょっと私も勉強してみないといけないと思ひまして、今回は聞きおくだけにさせていただければと思っております。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、1人ずつ伺っていきましょうか。

じゃあ、大野委員。

◎委員（大野慎治君） 基本的に、6件今お聞きしましたが、今の地方財政の拡充を求める意見書という部分で、4項目ありますが、納得できるところと納得できないところもありますし、今2人の委員がもう少し勉強したいという御意見もありますが、それを尊重していきたいと思ひます。

◎委員長（櫻井伸賢君） じゃあ、梅村委員、何か意見がありましたらお願いします。

◎委員（梅村 均君） 陳述人の方には、いろいろ本当に細かな、最低賃金1,500円の根拠なんかよくわかりましたし、いろんな自治体の事例ですね、公契約条例を取り入れたというような事例なんか聞かせてもらひまして、大変勉強になりました。ありがとうございました。

いろいろ出ている中、私自身の考え方もありまして、これに全て賛同できるというわけではなくて、賛同できる部分とできない部分もあるのが現状で

あります。

榊谷委員が言われた地方財政の拡充のことにおきまして、トップランナー方式を不当な介入ということで書かれているわけですが、そこまで言い切れるのかどうかなあというのは、ちょっと私個人としては考えていまして、人口が減ってきたり収入が減少してくると、やっぱり先進事例をやられているところを基準とした経費算出、そういう考えも必要じゃないのかなあということをやちょっと感じていたりもするわけですね。

だもんですから、もちろん市役所の性格、セーフティーネットというのがありますので、そういうことを考えれば、ここに書いてあるとおり、地方交付税制度、地方の財源確保という趣旨からすると、どうなんだというのを感じるわけでもありますけど、このトップランナー方式という考え方も今の時代においては必要ではないかなというようなこともあったりして、そういうことを軽々にこの意見書を出すということでなかなか決めづらいなあというところがありますもんですから、いろいろ意見書を出さずに研究したいなという意見でございます。

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

塚本委員、何か御意見があればどうぞ。

◎委員（塚本秋雄君）　まずは、いろんな意味で、今出してきたわけじゃなくて、ずうっと長い運動の歴史がある中で出されているということは承知しております、岩倉市議会においても、他市の議会においても。

6本ありますけれども、例えば最低賃金の引き上げ、1,000円、当たり前だと私は思っています。ただ、それが全国一律最低賃金制云々まで行くとすると、まだ議論の余地があるだろうと思っておりますし、公契約法の制定、愛知県はつくりました。当然、岩倉市もつくって、国もつくっていく方向に努力していくべきだとも思っております。それから、1日8時間、40時間、労働時間も、これは理想だと思います。それから、国の出先機関、国の機関を含めて、組織というもののあり方を検討していかないかんということは、ずうっと今までもやられていますし、そのとおりだと思います。地方財政の拡充、地方分権を含めて、私は地方分権はいいほうに捉えていますので、権限と人を保障していくような地方分権であればいいと思っております。沖縄の問題、地方自治の尊重をすることも当然だし、これらは全て国会で取り上げられているし、今までやってきた歴史的経過もありますし、訴えられる陳述の中身については理解できます。

ただ、日本のいいときの経済と、今の政治、経済、社会と、それから国の政治的状況を含めると、ただ意見書を出して、じゃあこのとおりやってくだ

さいと言うのが、じゃあ今の段階で私からいいかどうかとなると、まだ考え方を整理しないかん部分があります。

ただ、思いと考え方については、今の状況が許されない部分があるところにおいては、すぐ意見書を出すというところまではとっておりません。

本当に思いを述べていただき、歴史的な運動については評価をさせていただきたいと思います。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

聞きおくという方が過半ですけれども、梶谷委員、いいですか。

◎副委員長（梶谷規子君）　いや、意見陳述の内容を聞いて、こういった点がわかった、こういった点で勉強になったという御意見もあったわけですが、別にきょう来られることを聞いたからといって、この陳情が出るというのはその前から、議会が始まる前からこの陳情書が出るということは、私たちの手元にあったわけですから、せっかく意見陳述に見えての中身の中で、1本ぐらい意見書を上げていくという方向にできたらいいなと思うんですが、難しいですかね。

◎委員（須藤智子君）　意見書はけさもらった。

◎副委員長（梶谷規子君）　意見書を上げてくださいという陳情書は……。

◎委員（須藤智子君）　うん、だから陳情書は見たけど、意見書はけさもらった。

◎委員（大野慎治君）　議員間討議に移るなら、正式に議員間討議に移ってください。

◎委員長（櫻井伸賢君）　それじゃあ、議員間討議に入っています、ごめんなさい。宣告しませんでした、済みません。

◎委員（須藤智子君）　意見書につきましては、けさ見せていただきました、意見書案はね。だから、そういった点ではちょっと時間がなかったかなという気もします、梶谷さんがさっき言われたけど。陳情書については、事前にありましたから読んでおきましたけど。

◎副委員長（梶谷規子君）　今、梅村さんから、5件目について、トップランナー方式というのが今の時代に必要じゃないかなあということでは言われたんですが、そのことについて、もう一言陳述人の方から御意見をいただけないでしょうか。

また、岩倉市の財政のほうからの御意見もいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員長（櫻井伸賢君）　陳述人の方、答えられますか。

議員間討議をちょっと閉じまして、どうぞ、あれば。

◎陳述人（長坂圭造君） トップランナー方式の意見書の書き方がどうかという点ではそのとおりかもしれませんが、トップランナー方式が地方自治への不当な介入を図るというふうにつながるかという問題、これはなかなか言われるとおりで、ただ行革努力を反映する交付税の算定というのがあって、岩倉は職場の実態として既にいつも定員が足りないような欠員状態になっているんですね。そういった中でも、さらに人を削れ、削れと。削ったら、今度はその交付税を余分に上げるよと。それで、地方交付税でお金が余分に来たらいい仕事ができるでしょうという感じで地方交付税を算定してくるんですよ。だから、安い労働者とか民間委託したら、もっともっと交付税を上げるからねと。本当はその仕事をやるには正規の職員じゃないとできないはずなのに、それを削ってやれというのは、ちょっと矛盾していると思うんですよ。

例えば用務員さんというのは、岩倉でも、今、小学校とかに正規で配置をしているんですけども、これを民間委託でやっている自治体もあるんです。でも、そういうところはこういった仕事をやるかという、お茶出しとか、庭をきれいにしたりとか、そういったことになってしまうんですけども、例えば正規がおるところであれば、それこそ子どもたちが今度こういうものがつくりたいとか、先生方がこういったものが欲しいと言ったときに、即座に用務員の先生がつくってくれたり、整備したりということもできるんですね。

だから、私は豊橋出身ですけども、豊橋の場合でいうと、今、用務員さんが正規で見えますけれども、高所作業車というのを借りて運動場に生えているような高い木を伐採するとかというの、業者じゃなくて自分たちでやるんですよ。そうすると、実際はいろんな事業をやっていくと、経費的には直営のほうが安くなるというデータも出てきているんですね。しかも、子どもたちの即座の対応もできるし、先生方が対応できないような子どもたちに用務員の立場から接するということでの子どもたちの教育を助けるということもやっているということで、さまざま直営だからできるということも今やっているんですね。

ただ、それは、最終的には全体の経費からどこをどう、やっぱり使おうと思ったら削らないかん部分も出てくるということはあると思います。それは自治体によってあると思います。ただ、それを国が一律にここを削りなさい、削りなさいというやり方は、これはやっぱり地方自治に対する介入になっていくんじゃないかということで、それぞれの自治体でどう工夫するかということですよというんだったら、私はいいと思うんですよ。そうじゃなくて、

切ることを前提にして、切ったら余分に上げますよという、こういったやり方はやっぱりおかしいというのが、トップランナー方式が何でおかしいかなと思っているかということです。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） 財政グループ統括主査、何かあれば。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） トップランナー方式ということで、一応28年度から取り組みされているというところでございます。

本市への影響額というところで試算しますと、普通交付税の総額が28年度で約11億7,000万、それから29年度で11億9,000万ほどということで、2,000万ほど普通交付税でいえば増ということになっておりまして、28年度はこのトップランナー方式による影響が約1.29%、金額にすると1,500万ほどの減ということになっております。それから、29年度が1.27%減、金額にすると約1,100万ということになっております。

交付税の総額からすれば、複数ある選定方法の見直しの一つでありますので、その影響額とすれば少ないというふうに認識しておりますし、本市においても、これまで民間委託やパート職員等による対応をしてきているところもあります。今回の16業務のうちでいえば、学校用務員の事務だとか、本庁舎の清掃業務、それから夜間業務だとか、電話交換だとか、そういった部分についても、これまでも本市で、先ほど申しましたとおり、民間委託とかパート職員で対応してきているところもありますので、その導入については一定の理解ができる場所ではありますけれども、結果的に今、交付税の減少にはなっているところでもありますので、これは今後の動向については注視していきたいというふうに思っております。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

◎委員（大野慎治君） 項目1の、憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでも健康で文化的な生活が営めるように地方自治と地方財政を拡充すること。まさしくそのとおりです、この1つ目はね。憲法に書いてあるんだから、そのとおりだと思います。

2つ目の公共サービスのアウトソーシングを行わずというのは、ちょっと今の時代の、今の民間の力をかりながら、新しい知恵をどんどん入れながら、いかに効率よく財政をしていくかというのも一つ、一方でそういったことは進めていかなきゃいけない部分です、知恵をいただきながら。そういった部分では、ここの部分はちょっと合わないのかな。

その後の会計年度任用職員制度の導入に当たりという部分のところがありますが、人件費にかかわる、これがつながっていない、文章がつながっていないんですね。

3つ目の、地方財政の法定率を抜本的に引き上げて、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすように拡充すること。今、維持してもらうのが精いっぱいなのかなと。逆に言うと、臨時財政対策債が、平成11年、12年ですかね、出て、全て地方交付税だったものが臨時財政対策債と地方交付税に分かれたようなものを、もう一回見直してほしいというのは地方の願いではございますが、実際、国のほうは借金財政でございまして、逆に引き上げてというところは、昔の地方交付税だったのが今は地方4税になっているので、その部分は、見直してほしいというところが入っていない、項目として。

何とか維持してほしいという思いだったら、わかるんです。引き上げてほしいというのは、ちょっと根拠がないというのがちょっと。思いはわかりますが、根拠がないというところが若干ひっかかります。

4つ目の行革努力を反映する交付税の算定やトップランナー方式は廃止してほしいということになっていますが、目標としては、行革は終わりがいいもんですからね、実はね。その目標に向かってどれだけ努力していくかというのは、地方自治体がちょっと進めていかなきゃいけない。全てが全ての業務ではないですが、部分的には拡充するという。岩倉市だって消防職員の拡充をしております。そういった部分では、拡充するところは拡充し、縮小するところは、縮小とは言っていけませんが、効率化を図るところはそういう部分もあると思いますので。

結果的に見ますと、1番目は当然だと思うんですけど、その1番目だけにすると、この上の意見書の文章が成り立たないという部分が十分にわかりまして、本当は思いはすごくわかるんですけど、結果的にこの陳情の内容では、今のところは、思いはわかっても、ちょっと成り立っていないのかなあというのが私の思いです。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

そのほか御意見よろしいでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 今、大野委員から言われました、2番の会計年度任用職員制度の導入に当たりというこの2つはつながらないと言われましたけれど、人件費にかかわる財源を保障するというところでは中身がつながっているんじゃないかなと思いますが、そこを陳述人の方はどう捉えられたでしょうか。

◎陳述人（長坂圭造君） 会計年度任用職員というのが平成32年度から導入されるということで、これは先ほどにもちょっと、その根拠については話をさせていただいたんですけども、今、非正規である臨時とかそういった方の賃金・労働条件を改善するというのが法の趣旨ですので、そこでは、幾

つかの自治体では既に試算をされていて、何億円余分に人件費がかかるということになってきているんですね。

その点で、今でも人件費抑制ということで、アウトソーシングをして人件費を削れということでの総務省の指導があるという中で、本当に会計年度任用職員の導入に当たって、その人件費を確保できるのかというようなことになっていくので、その部分では2番で絡んではいるということです。

ただ、わかりにくいという点でいえば、もう一本立てて、5本目ぐらいで会計年度任用職員についてはということで上げてよかったのかなあというふうに思います。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

そのほか、あれば。

よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君）　議員間討議を閉じます。

審議、意見は全て出尽くしました。

聞きおくという意見が大半だということには変わりはないと思いますけれども、榎谷委員、よろしいですか、聞きおくという形で。

◎副委員長（榎谷規子君）　仕方がないですね。

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

それでは、皆さんにお諮りをいたします。

本陳情6件全ては聞きおくとさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

よって、本陳情6件は、引き続き国の動向などを考慮し、熟読、委員各位において調査研究をしていただきたく、聞きおくとさせていただきます。

陳述人の方、お疲れさまでした。ありがとうございます。

しばらく休憩をいたします。

（休　　憩）

◎委員長（櫻井伸賢君）　休憩を閉じ再開いたします。

それでは、お待たせをいたしました。

議案のほうに入ります。

それでは、まず議案第42号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

6月4日の本会議で提案説明が行われております。

当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

それでは、説明を省略して質疑に入ります。

質疑をどうぞ、ある方。

◎委員（梅村　均君）　情報連携のほうが平成29年7月から始まったということでございます。

それで、本会議のほうでは、独自利用の事務数ですか、そんなことの答弁があったわけですけど、私のほうでちょっとここでお聞きしたいのは、全国的にこの独自利用をしている自治体がどのくらいあるんだろうかという、そういったところの数字がわかるのかまではわかりませんが、ちょっと傾向的なもので、何かわかることがあれば、お聞かせいただけないでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君）　まず、ちょっと今、梅村委員が言われたところで、7月からテストというような形で動いておりまして、実質的には11月から本格的な情報連携が始まったというところでございます。

まず独自利用に関してなんですけれども、やはり全国の自治体で条例を定めている状況を全て把握するということではできておりません。

一方で、国の個人情報保護委員会のほうに届け出をされた団体数というのは、29年7月時点のものであればわかっておりまして、都道府県も一応対象になるんですけれども、都道府県でいいますと47のうち38団体、市区町村は1,741団体のうち982団体となっております。

その後、29年12月にも届け出がされておりますけれども、その発表されている数字が、既にもう届け出があった団体の可能性もありますので、単純に足していいかどうかというのはちょっと不明なんですけれども、29年12月の届け出は249団体からの届け出があったということが把握できております。

◎委員（梅村　均君）　わかりました、ありがとうございます。

では、別の質問ですけど、この独自利用というのは、通知カードであっても、正式なカードであっても、そういったものに関係なく利用できるというんでしょうかね、通知カードの人は関係ないですよとか、そういうわけじゃなくて、別にそういう正式なカードを持っている、いないとかに関係なく利用できると考えていいんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君）　カードの保有状況には関係なく、御自分の個人番号をお示ししていただくことで、サービスといいますか、添付

書類等は省略、必要なくなります。

◎委員（梅村 均君） もう一つだけ、参考までにマイナンバーの現在の発行状況がわかりましたらお聞かせいただけないでしょうか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 平成30年6月6日現在、個人番号カードは4,572枚交付しております。6月1日現在の人口4万7,985人に対する交付割合は、9.5%となっております。

◎委員長（櫻井伸賢君） その他質疑は。

◎委員（大野慎治君） 今回の独自利用によって、市民の利便性の向上とありますが、特に便利なのは、例えば転入者とかの利便性が上がるとかというのは、一番上がりそうなところはどこなんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 昨年度、内部の部会で検討させていただいた状況でございますけれども、その時点の事務の対象者及び情報連携が発生しそうな想定人数というのを調べました。

その時点の数字ですけれども、一番恩恵を受けられそうな事務というのは、就学援助に関する事務と幼稚園就園奨励費に関する部分で、20件ほどの想定をさせていただいております、年間です。

◎副委員長（榎谷規子君） 岩倉市は、独自に従来から市の保有する情報で、内部で連携することで市民の利便性を高めてきていると思うんですが、そういった中で、添付書類を省略して事務手続もできる連携を内部でやっているということなんですが、やっぱり転入の人に対しては、利便性が高まるというところが、どうしてもこれまでの独自でやってきた業務では難しいんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 転入で岩倉に見えた方については、所得の情報が、賦課期日といいますか、1月1日現在の住所地による課税というようなこともありますので、前住所地に対して所得証明書を請求していただいといますか、交付していただいと、それを添付していただくということなので、これまでのやり方では、そうした今までどおりのやり方になりますが、今回、独自利用して情報連携することで、改めて御本人が請求されることはなくなるということになります。

◎副委員長（榎谷規子君） 新たに所得証明を添付する必要がなくなるという利便性と言われましたけど、利便性の裏で個人情報の流出での不安というものが、やはり市民の皆さんの中にまだまだ払拭できていない部分が多いと思うんですが、そういった市民の皆さんの心配に対しては、どう応えられるということでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） もともとマイナンバーの制度が導入

され、法定の事務に関しては既にもう取り扱いを始めておりますし、もともと岩倉市において、特定個人情報になる前のといいますか、個人情報そのものも大切な情報だという認識のもとで、しっかりとしたセキュリティー対策をしながら運用してきた経緯があります。

今回、独自利用させていただくものについては、国のほうで情報連携が認められるものを厳選してといいますか、導入しておりますので、それは法定事務に準ずるものということで、対象者が近いといいますか、似通っていたり、事務の内容が非常に法定事務に近いものというところがございますので、これまでの法定事務と同様に、しっかりと運用をし、市民の信頼に応えていきたいなというふうに思っております。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） その他質疑はございますでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 今までの法定事務は国庫補助があった中で、この独自利用については一般財源になってしまうと思うんですが、その一般財源でかかる費用というのはどれぐらいになるんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） もちろん前回導入時には、システム改修という形になりましたので、そうした費用の比較等も詳細に行いましたけれども、今回は新たにマイナンバーに対応したものを、システム更新といいますか、導入していくという形になります。

検討する段階でお見積もりはいただいて、一定程度その経費のかかるものと、経費がかからず対応できるものというのがありました。そうした中で、今回、7つの事務に絞ったわけですがけれども、現在、システムの調達に関する事務を進めている段階ですので、その中でコストを極力抑えるように今詳細を詰めている段階ですので、幾らというようなところの御提示は現在できる状況ではないということです。

◎副委員長（榎谷規子君） まだ詳細を詰めているところはいえ、どれぐらいからどれぐらいの範囲みたいのところはお示しできますか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 見積もりでいただいた時点の数字でいいますと、1システムに対して数十万円程度、5年間の価格という形で見ていただければいいのかなと思います。

7つの事務ということで申し上げましたがけれども、いわゆる業者さんから購入して導入しているシステムがない事務も入っておりますので、1システム数十万円程度の見積もりが示されたというところがございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） その他質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎副委員長（梶谷規子君）　岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

これまで岩倉市は、マイナンバー制度については法定事務についてのみで、独自利用を広げていくことについては行ってきていませんでした。しかし、今回は住民情報システムの更新にあわせてということで、市民の利便性の向上や行政手続の効率化を図るため、岩倉市が独自に個人番号を利用する事務を定める等、個人番号を利用するために必要な改正を行うということになったわけです。

しかし、これまでもさまざまな議論の中で、情報漏えいや情報の管理・運用に関する不安が多いという、市民の中でも依然としてその不安は払拭していないという状況がまだまだ大きいと考えます。125万件もの日本年金機構が個人情報の流出をしてきたことや、やはり悪意のある人があらわれて、情報流出などが今後も100%あり得ないということはないと考えます。もちろん先ほどの答弁、本会議での答弁にもあったように、個人情報の問題については、職員の中での研修もしっかりやり、情報の取り扱いについてはしっかり対策をとっていくということはお答えいただいています。しかし、やはり侵入を防ぐことが、悪意のある人があらわれた場合に、100%安全なのかということと言えない状況ではないかと考えます。

岩倉市は独自に、従来から市の保有する情報を内部で連携するということで市民の利便性を高めてきてもらっています。そのような中、これまでも添付書類を省略している事務手続も多い状況です。本市での手続でこれまでもやられてきているので、今回、この7つの独自利用事務が開始されたからといって、具体的に便利になられるという人たちは本当に数は非常に少ない状況です。もちろん転入してきた人たちについては、この7つの事務の独自利用が進められたということでの利便性の向上と言われますが、やはり岩倉市がこれまで独自に進められてきたことの中で変えられるものはないか、やはり検討していくことが必要なのではないかと考えます。

繰り返しになりますが、情報流出のさまざまな問題が払拭できないということ、やっぱり100%安全じゃないということの中で、この議案に対しては反対といたします。

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございます。

ほかに討論は。

◎委員（大野慎治君） 議案第42号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論いたします。

本会議の質疑で明らかになりましたが、個人番号制度の独自利用事務については、事務により導入自治体数は異なりますが、母子・父子家庭医療費支給事務については、県下でも26自治体が導入されており、遺児手当支給事務については、県下29自治体で導入されております。

この条例の一部改正を行うことにより、今回は市民、特に転入者にとっては、情報連携により添付書類を省略でき、行政手続の効率化・簡素化が図れることから、賛成といたします。

なお、当たり前ですが、マイナンバー及び個人情報の厳格な取り扱いを行っていただき、適正な事務処理を行っていただくよう強く要望します。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） ほかに討論はございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 同じく議案第42号に対しまして賛成討論をいたします。

今回の条例改正は、住民情報システムの更新にあわせて、市民の利便性の向上や行政手続の効率化を図るため、岩倉市が独自に個人番号を利用するために必要な改正を行うものであり、いわゆる国の主導で普及・拡大させようとしているマイナンバー制度の活用を意味します。

マイナンバー制度は、行政の効率化や公正な社会の実現、個人が行政サービスをもっと気軽に受けやすくなるために必要な制度であると考えております。この制度開始以来、マイナンバーのメリットはすぐには実感しにくいものでありましたが、テストとして平成29年7月から市区町村同士の情報連携がスタートしたことで、少し利便性が感じやすくなってきたところではないかと思えます。

本会議では、本市ではすぐに情報連携のための独自利用には着手せず、システム更新を先送りして、意向調査や他市の動向研究がなされ、検討した上で、今回の改正に至ったとの答弁もありました。

この独自利用による情報連携は、役所への申請手続の際に住民票や所得証明書などの添付書類が不要になるということで、ここが市民といいますか、国民の利便性の向上になる部分であると思えます。

本市も、この利便性向上の波に乗らなければなりません。現在、平成30年

6月であります、独自利用を届け出している自治体も一定あるようですので、岩倉市が将来に向けて不便な市役所と言われないように、独自利用を始めることには賛成であります。

働き方改革も話題になっておりますが、日中、なかなか市役所を訪れることができない方にとっても、ありがたい改正になるのではないのでしょうか。

セキュリティ対策については、既に法定事務の範囲において行われておりますので、一定あるとのことではありますが、情報漏えいのリスクに対し、不安の声もありますので、今後もより一層の情報管理に努めていただくことを申し添えまして、本議案に対する賛成討論といたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第42号「岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第42号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第49号「岩倉市旅館建築の規制に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら6月4日の本会議で提案説明が行われております。

当局の説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 岩倉市内に今度の条例の一部改正に対して適合するところはあるのでしょうか。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 今回の条例改正は、国の法律のほうで、旅館業とはこういうもの、ホテル業とはこういうものという法律が、項ごとに定められていたのが一緒になりまして、それに基づいて市の条例のほうも改正をしております。

なので、この条例を改正にするに当たって、影響するようなホテル等はご

ざいません。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第49号「岩倉市旅館建築の規制に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号「高規格救急自動車の購入契約について」を議題といたします。

6月4日の本会議で提案説明が行われております。

当局の説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） いろいろ教えてください。

平成20年に購入した車両の更新ということでございます。こういった結構高価なものになるんですけれども、こういう購入・更新ですね、計画的にやっているものかとは思いますが、なぜ更新が必要になったのかと。法的な決まりがあるのかとか、何か車両にふぐあいがあったからなのかとか、そういうものというのは、どんな感じで。更新というのは、どのようにされているんでしょうか。

◎消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長（伊藤真澄君） 法的に更新の決まりはございません。具体的なふぐあい等もありますが、国が示していますような消防力の整備指針を参考にし、地域の状況に合った車両更新計画を設けております。その計画に基づいての更新となっております。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

では、参考までに、今の車両ですけど、約10年ぐらい乗られていますけど、走行距離というのはどのぐらいになっていますでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今回更新を計画しています現在の車につきましては、13万キロを超えております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

あと、その当時、平成20年に購入したときの救急車の購入額がわかりましたら、教えてもらえないでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 平成20年度につきましては、2,604万円であります。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

あと、私からは最後ですけど、高い買い物になりますのですが、この今回の救急車におきまして、以前と比べて、何か新たに装備されるものとか、機能が向上するような点というのはあるのかどうか、そういったところを確認させてください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今使っています救急車と更新を計画している救急車につきましては、ほぼ同等のもので、大きく変わってはおりませんが、ベースとなる車両が新しいものになります。エンジンにつきましても、今は約3.5リットルのエンジンなんですけれども、更新を計画しています車両につきましては2.5リットルであります。

◎副委員長（榎谷規子君） 以前のものと、今、機能向上されているものが基本としてはないと言われたんですが、今、梅村委員の最後の質問で。私も聞きたかったのが、この10年で救急救命士の仕事の内容というのが、医師の指導に基づきですが、以前よりも救急救命士としてやれる仕事の範囲・内容が新たに加わってきていると思うんですが、それに対応する機能というのは、やはりこの救急車の中で向上しているものが幾つかあるんじゃないかと思うんですが、そういう点はどうなんでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今お話にありましたとおり、今回の、10年前に比べますと、救急救命士が行える処置の範囲も変わっていますので、それに合わせて、消耗品等になりますけれども、新たに今の車にも積んでいますし、今回更新を計画している車にも備えることとしています。

◎副委員長（榎谷規子君） 救急車の中での機能向上というのはそう変わらないけれども、消耗品として入っているという中身ですか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 具体的には、一番最近にできるようになった行為の一つとしまして、血糖値の測定というのがありますので、そ

れができる機材と、それに伴いまして、低血糖だった場合にブドウ糖を投与できるようにになりましたので、備えています。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 納入期限が31年1月11日になっていますが、その理由は何でしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 現在の車の車検が1月20日までとなっていますので、それを越えない範囲で設定をさせていただきました。

◎委員（大野慎治君） ちなみに、予算額における車両価格と大体の救急車における設備における割合というのは、どれぐらいなのでしょう。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 具体的に示されているものではありませんけれども、いろいろ研究なりお話を聞いている中では、車両が2,000万弱、装備品が1,000万に近い額であると認識しております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 岩倉市の規模において、そもそも救急車は何台持たないかんというのがあるのかどうか、あるいは独自に考えて持つべきものなのか、そこら辺をお尋ねいたします。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 先ほど総務課長からもありましてとおり、消防力の整備指針というのがございまして、現在は人口2万人に対して1台というふうになっています。

平成26年に見直しがありましたので、その見直し前ですと、3万人に1台、それ以上は2万人を超えるごとに1台というふうだったものですから、岩倉市は、10年前に更新した当時は2台と予備車として1台が必要な状況でありましたけれども、今現在は3台必要な状況となっています。

◎委員（塚本秋雄君） そういう指針なり、地域において消防が扱っているわけですが、救急車というのは動く病院だと私は思っております。

そういう中で、財源内訳を見ると、ほとんど国も県も補助というか交付金も支出金もないものなのかどうか。例えば、これに対して、このようなものについて、宝くじみたいなどころからのお金も取ってこられるのかどうか、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

◎消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティセンター長（伊藤真澄君） 緊急援助隊に登録しますと、基本金額の2分の1が交付されますが、あと26年まで県の補助金が、多少でしたが、ありました。それが、消防団のほうの整備のほうに強化を上げるということで、常備消防のほうの補助金がなくなっております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） なしと認めます。

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第53号「高規格救急自動車の購入契約について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第53号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号「財産の交換について」を議題といたします。

こちら6月4日の本会議で提案説明が行われておりますので、当局の説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 説明を聞き漏らしているかもしれないですけど、この交換というのは何のためにされるのかというところを教えていただけないでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） こちらのほうは、北側に株式会社クリモトがございまして、その一部が既に駐車場として使われている部分がありまして、今回の交換する場所が、その南側ですね。その一帯が駐車場で変わるということになりまして、その関係で、中心に水路が通っておったんですが、その部分がやはり必要になってくるということで、協議した結果、東側につけかえをするという形になったというところでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第54号「財産の交換について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第54号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認め、そのように取り計らいさせていただきます。

それじゃあ、閉会中の継続審査の書面を配付する間、休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じ再開をいたします。

それでは、閉会中の継続審査事項について、資料を配付させていただきました。

前回、議会報告会の開催に当たり、いろいろ議会報告会での取扱事項等を審査したときに、私のほうから、テーマと視察についてということで、5月いっぱい等を含めてということで皆さんに出してくださいという形でお願いをしておりました。

1名の方からありましたので、この後、協議会のほうで、こんな感じで進めますよという形で行きますけれども、その中に書かれていた内容を大まかにまとめさせていただいた、項目ごとにですね。大項目で分類をさせていただきますと、この4点になりました。

塚本委員、これ、開会前に出していただいたのも閉会中に入れておいたほうがいいですか。

◎委員（塚本秋雄君） いや、別に。

◎委員長（櫻井伸賢君） はい、わかりました。

それでは、これ以外の事項について、これは入れておきたいということがあれば入れさせていただきますので、御発言をいただければ、加えさせていただいて、議決をさせていただき、このまま議長に提出をさせていただきたいと思いますが、何かあれば加えて。

◎委員（梅村 均君） 協議会でやることもできるんですが、これ、閉会中の審査を出すということは委員会の活動になるんですけど、例えば視察をもう9月定例会までに行くんだとか、何かあるんですか、これは。

◎委員長（櫻井伸賢君） ないです。

◎委員（梅村 均君） 考えるとしたら、出す以上は何か計画があるということを出すんですけど、ひょっとしたら意見交換会をしていこうとか、そんなことを思いながら、ちょっと閉会中に委員会活動をしますよと、この項目を、という理解で。

◎委員長（櫻井伸賢君） いきなりぼんと視察があるとかじゃなくて、例えばこういう論点があるよねという論点整理みたいな形も、できれば進めていきたいなと思うもんですから。

それじゃあ、この４点で議長に申し入れをさせていただきたいと思いますので、御承知おきをください。

それでは、以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。